

維持管理要領書

使用者への説明

(1) 浄化槽のしくみと維持管理契約

浄化槽は微生物の働きを利用する装置ですから、微生物が活発に生育し、活動しやすい環境を作ってやる必要が有ります。このため、浄化槽が正しく機能しているかをチェックし、常に良好な状態に保っておくため、維持管理を行うことが法律により義務づけられています。必ず専門の維持管理業者と維持管理契約を結んでください。

浄化槽の維持管理(保守点検、掃除、検査)については浄化槽法第8条-第12条で定められ、各維持管理内容は各々有資格者により行ないます。

(2) 維持管理の頻度

特に維持管理回数は法定回数、地域の実情等を考慮して決定してください。

維持管理内容	人 槽	法定回数	推奨回数
保守点検	5人-20人	4ヶ月に1回以上	3ヶ月に1回以上
	21人-50人	3ヶ月に1回以上	
清 掃	5人-50人	1年に1回以上	1年に1回以上

(3) 使用前の確認事項

- (a) 実施設と届出等の書類の照合
- (b) 浄化槽周辺の状況の確認
- (c) 浄化槽内の状況の確認 ・管理作業性・水平の保持・破損あるいは変形等
- (d) プロワ(送風機)の稼動状況の確認
- (e) 接触ばっ気槽のばっ気攪拌の状況の確認
- (f) 剥離汚泥の移送機能の確認
- (g) 逆洗装置の機能の確認
- (h) 沈殿槽における沈殿汚泥及び浮上物の移送機能の確認
- (i) 流入及び放流管渠における水の流れ方の状況の確認
- (j) 臭気対策の確認
- (k) 浄化槽上部の利用状況の確認
- (l) 浄化槽管理者への報告及び使用上の注意等

(4) 使用上の注意

- (a) 故障や以上を発見したら直ちに維持管理業者に連絡してください。
- (b) 電源は切らないでください。
- (c) 異物や薬剤は投入しないでください。
- (d) 浄化槽の上に物を置かないでください。
- (e) マンホールの蓋がずれたり、外れたら危険です、充分注意してください。
- (f) 雨水や、工場排水、特殊な排水は流さないでください。

各槽の点検

(1) 嫌気濾床槽

点検項目	管理の目安	異常時の処理
流入管	オーバーフローしていないこと	1) 異物による閉塞 → 異物の除去と使用者への注意
清掃口	多量の汚泥が移流していないこと	1) 堆積汚泥による閉塞 → 汚泥を引き抜き清掃する
スカムの堆積	スカムが水面上10cm以上堆積していないこと	1) 汲み取り時期 → 汚泥を引き抜き清掃する
臭気	著しい臭気がないこと	1) 浄化槽が十分に立ち上がっていない → 種汚泥の添加 2) 空気のよどみ(設置場所) → 臭気管の設置
害虫(ハエ・カ)	著しい発生	殺虫剤による駆除 防虫プレートの添加

(2) 接触ばっ気槽

点検項目	管理の目安	異常時の処理
攪拌状態	攪拌、回流が正常であること	→ 散気管の目詰まり点検 → 散気管の片よりの点検
色相の点検	薄い茶褐色であること	→ プロワの点検 → 流入水の確認
汚泥の付着状況	接触材の閉塞がないこと	1) 逆洗時期 → 接触材を逆洗し、剥離汚泥をエアリフトポンプにて嫌気濾床槽に移送する
槽内の水位	水面がほぼ均一に流れていること	→ 散気管の位置修正
臭気	し尿臭、硫化水素臭等の不快な臭気がないこと	1) ばっ気不足 → プロワの点検 → 空気配管の点検 → 散気管の点検 2) 有害物質の投入 → 使用者への注意 3) ばっ気停止 → プロワ、電源の点検 → 空気配管の点検

(3) 沈殿槽

点検項目	管理の目安	異常時の処理
スカムの発生状況	スカムが多量に発生していないこと	→スカムを嫌気濾床槽第1室に移送する →接触材を逆洗し、剥離汚泥をエアリフトポンプにて嫌気濾床槽第1室に移送する →底部汚泥を嫌気濾床槽第1室に移送する
越流ぜき付着物の点検	付着物がないこと	スカムを嫌気濾床槽第1室に移送し越流ぜきを清掃する

(4) 消毒槽

点検項目	管理の目安	異常時の処理
越流ぜきの偏流	ノッチから均等に越流していること	→ナットを緩めノッチを調整する
消毒槽の有無	規定量あり、越流水と接触していること	→薬剤を補充薬剤筒を正常位置にセットする
異物	スカム等の異物がないこと	→異物の除去

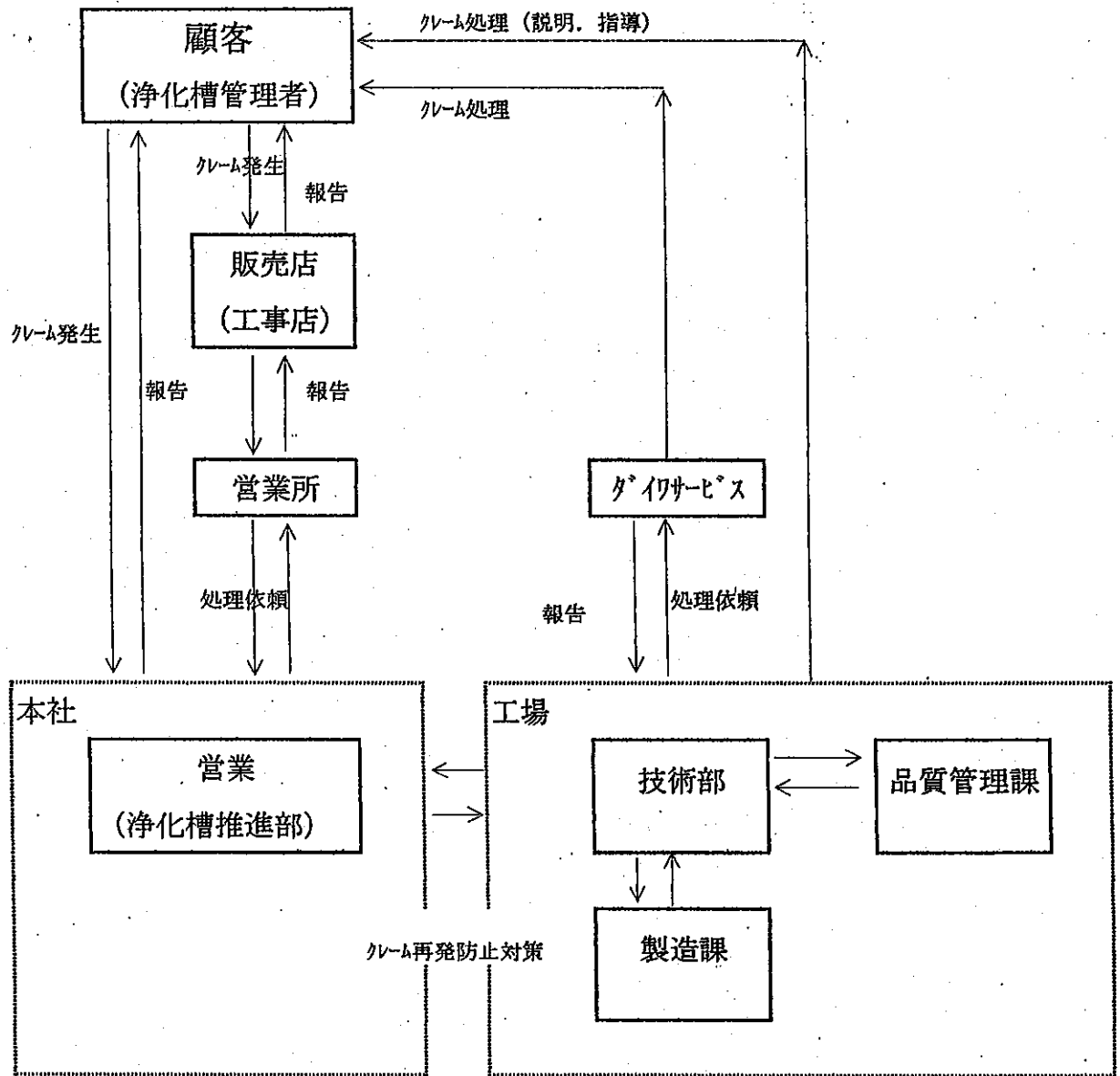
(5) その他

点検項目	管理の目安	異常時の処理
流出管路	閉塞のないこと	→異物の除去
放流水の試験	<ul style="list-style-type: none"> ・ BOD 20mg/l以下 ・ PH5.8-8.6 ・ 残留塩素検出されること 	→必要に応じて →点検毎 →点検毎
ブロワ (送風機)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 作動音や震動に異常がないこと ・ エアフィルターに汚れがないこと ・ ダイアフラム弁に磨耗がないこと 	→ブロワの点検又は交換 →洗浄 →ダイアフラム弁交換

清掃内容

点検項目	清掃の目安	清掃のポイント
嫌気濾床槽	<p>流出水の浮遊物質濃度が高くなり、接触ばっ気槽の機能に支障がある場合。</p>	<p>第一室の汚泥、スラムは全量引き出す。</p> <p>第二室の汚泥、スラムは適正量とする。</p> <p>清掃後は速やかに水を張る。</p>
接触ばっ気槽	<p>各部位のDOに大きな差がある。</p> <p>保持汚泥が黒色化している。</p> <p>水位が上昇している。</p> <p>底部に汚泥が堆積している。</p>	<p>汚泥の引出量は適正量とる。</p>
沈殿槽	<p>水面にスラムが浮いている。</p> <p>多量のスラムが浮いている。</p>	<p>嫌気濾床槽の第一室に戻す。</p> <p>引き抜き、清掃する。</p> <p>スラムの除去は抜き取り作業の最初に行う。</p>
消毒槽		<p>槽内の清掃。</p> <p>薬剤の有無を確かめ、正常位置に薬剤筒を取り付ける。</p>

クレーム処理体制



本社・支社・営業所の住所、電話番号及び担当部課名

本社・支社・営業所	郵便番号	住所	電話番号	担当部課名
福岡営業本部	810	福岡市中央区白金1丁目13-1	092-521-1800	技術課長
長野営業所	380	長野市大字鶴賀402-4(荒井ビル3F)	026-264-5251	所長
大阪営業所	533	大阪市東淀川区東中島1丁目14-1	06-323-6761	所長
佐世保営業所	859-32	佐世保市広田町1-267-6	0956-39-4128	所長
鹿児島営業所	890	鹿児島市鴨池新町21-2	0992-56-9911	所長
本社工場	811-21	福岡県粕屋郡宇美町早見工業団地	092-932-4018	製造課長